

## 高齢者支援課の係の一部が変わります

10月10日(火)から、高齢者施策や介護保険事業を着実に進めるため、高齢者支援課の係体制が変わります。

▶高齢者支援課 ☎042-420-2810

### □10月10日(火)以降の部署・窓口

係名	主な業務内容	直通電話番号
高齢者サービス係	高齢者保健福祉計画、各種在宅サービス・助成、課内庶務	☎042-420-2810
地域支援係	介護予防・日常生活支援総合事業、認知症施策、在宅療養支援、地域包括支援センター、高齢者虐待防止	☎042-420-2811
生きがい推進係	フレイル予防、一般介護予防事業、老人クラブ、市立高齢者施設・田無総合福祉センター	☎042-420-2812
介護調整係	介護保険事業計画、給付管理、資格管理、保険料の賦課・徴収・減免	☎042-420-2813
介護事業者係	居宅介護支援・地域密着型・介護予防・生活支援サービス事業者の指定・指導、指定通所介護事業、介護保険連絡協議会	☎042-420-2815
認定相談係	要支援・要介護認定の相談・申請・調査、認定審査会	☎042-420-2816

## 「秋の環境美化一斉清掃」にご協力を



9月24日は「清掃の日」、10月1日は「浄化槽の日」、これを結ぶ期間が「環境衛生週間」です。

西東京市高齢者クラブ連合会およびシルバー人材センターの皆さんとともに「秋の環境美化一斉清掃」を実施します。

市内の公共の場所(道端や公園<sup>等</sup>)に捨てられたごみ(可燃ごみ・不燃ごみ・空き缶・空きびん・ペットボトル)を拾い集め、市が設置した臨時集積所(かごを設置)にお持ちくだ

さい。まちをきれいにするため、ひとりでも多くの方の参加をお願いします。

※臨時集積所には家庭内のごみは持ち込まないでください。

時 9月30日(土)午前8時30分～10時(雨天決行)

場 臨時集積所(下表参照)

▶高齢者支援課 ☎042-420-2811

▶ごみ減量推進課 ☎042-438-4043

1 谷戸イチョウ公園(谷戸町2-12)	14 あらやしき公園(下保谷4-8)
2 谷戸第二市民集会所(谷戸町3-13)	15 武道場(東町2-4)
3 谷戸コミュニティセンター(谷戸町1-9)	16 住吉会館「ルピナス」(住吉町6-15)
4 緑町三丁目都営アパート集会所(緑町3-8)	17 保谷庁舎ロータリー脇(中町1-5)
5 田無町七丁目都営アパート公園(田無町7-11)	18 中町児童館(中町4-4)
6 芝久保コミュニティセンター(芝久保町3-15)	19 えのき児童遊園(保谷町5-2)
7 田無駅北口第1自転車駐車場西側出口前(田無町4-5)	20 富士町福祉会館(富士町6-6)
8 南町六丁目 小林宅(南町6-9)	21 都立東伏見公園西側入口(東伏見1-2)
9 田無庁舎ロータリー(南町5-6)	22 むくのき公園(柳沢2-3)
10 南町第一児童遊園(南町2-2)	23 新町福祉会館(新町5-2)
11 向台公園東側入口(向台町2-5)	24 東伏見コミュニティセンター(東伏見5-10)
12 北町緑地保全地域(北町森林公園)(北町5-5)	25 柳沢せせらぎ公園(柳沢6-4)
13 ひばりが丘北わんぱく公園(ひばりが丘北2-2)	

## ガスこんろの火災と着衣着火に注意しましょう

毎年、住宅火災で最も多いのは「こんろ」による火災です(東京消防庁管内)。発生状況として、こんろ使用中に「放置する・忘れる」や「こんろの上の物が落ちる」があります。市内でも、調理中に目を離したり、こんろの上に干していたふきんが落ちたりして火災が発生しています。

また、袖口やストールなどの着衣に着火すると危険です。高齢者の方は、着衣に火がついたとき、素早い消火ができずに重大な事故につな

りやすいので、特に注意が必要です。こんろ火災と着衣着火を防ぐため、次のポイントを守りましょう。

- 調理中のこんろからは離れない
- 安全機能付きのこんろを使用する
- こんろの上や奥には調味料などを置かない
- 調理の際は防災製品のエプロンやアームカバーなどを使用する

☎西東京消防署 ☎042-421-0119

▶危機管理課 ☎042-438-4010

### 特殊詐欺にご注意を!

## ナンバーディスプレイが効果的です

NTT東日本では、詐欺被害防止のため、固定電話のサービスを強化しています。70歳以上の方は、ナンバー・ディスプレイなどが無料になりますので、ぜひご利用ください。

### ◆固定電話のサービス

- 相手の電話番号が電話機の画面に表示される「ナンバー・ディスプレイ」の無料化
- 非通知の着信に対して電話番号

を通知するようガイダンスが流れる「ナンバー・リクエスト」の無料化

※無料で利用には申込が必要(既に有料で利用中の場合も申込が必要) ※70歳以上または70歳以上の方と同居の契約者の方が対象。

☎NTT東日本特殊詐欺対策ダイヤル ☎0120-722-455

●田無警察署 ☎042-467-0110

## 柳泉園組合 水銀濃度測定結果

廃棄物焼却施設の排出ガス中における水銀濃度の規制値は、改正大気汚染防止法で0.05mg/m<sup>3</sup>と定められています。5～7月の測定結果(各月の1時間平均値の最高値)は、

1～3号炉いずれも0.00mg/m<sup>3</sup>でした。

☎柳泉園組合 ☎042-470-1547

▶ごみ減量推進課 ☎042-438-4043

## 固定資産税の減額

▶資産税課 ☎042-460-9830

一定の要件を満たす改修工事を行った家屋について、工事が完了した年の翌年度分の当該家屋に係る固定資産税を減額します(都市計画税を除く)。

### 住宅耐震改修工事

□減額分 2分の1(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合は3分の2) ※住宅面積120m<sup>2</sup>まで

□減額要件 ①昭和57年1月1日以前から市内にある住宅に対し、現行の耐震基準に適合させる耐震改修工事を実施 ②工事後3カ月以内に資産税課へ申告 ③1戸当たりの工事費用が50万円超

□必要書類 ①耐震基準適合住宅に係る固定資産税の減額適用申告書 ②増改築等工事証明書または住宅耐震改修証明書 ③耐震改修工事費用の領収書の写し ④長期優良住宅の認定通知書の写し(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合のみ)

### 住宅のバリアフリー改修

□減額分 3分の1(住宅面積100m<sup>2</sup>まで)

□減額要件 ①新築日から10年以上経過した市内の住宅に対し、一定のバリアフリー改修工事(※1)を実施 ②工事後3カ月以内に資産税課へ申告 ③65歳以上の方、要介護・要支援認定を受けている方、障害者の方が居住する家屋(賃貸住宅を除く) ④改修後の床面積が50m<sup>2</sup>以上280m<sup>2</sup>以下 ⑤1戸当たりの工事費用が50万円超(補助金などを除く自己負担額) ⑥現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋

□必要書類 ①住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額適用申告書 ②工事内容などが確認できる書類(工

事明細書・現場の写真<sup>等</sup>)と工事費用の領収書の写し ③納税義務者の住民票 ④居住者の要件により次のいずれかの書類 ●65歳以上…住民票 ●要介護・要支援…介護保険被保険者証の写し ●障害者…障害者手帳の写し ⑤補助金などの交付を受けた場合は、交付を受けたことが確認できる書類 ※1…廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室・便所の改良、手すりの設置、屋内の段差の解消、引き戸への交換、床の滑り止め化

### 住宅の省エネ改修

□減額分 3分の1(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合は3分の2) ※住宅面積120m<sup>2</sup>まで

□減額要件 ①平成26年4月1日以前から市内にある住宅(賃貸住宅を除く)に対し、一定の省エネ改修工事(熱損失防止改修 ※2)を実施 ②工事後3カ月以内に資産税課へ申告 ③改修後の床面

積が50m<sup>2</sup>以上280m<sup>2</sup>以下 ④1戸当たりの工事費用が60万円超(補助金などを除く自己負担額)、または改修工事に係る費用が50万円超であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器もしくは太陽熱利用システムの設置工事に係る費用と合わせて60万円超であること ⑤現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋

□必要書類 ①住宅の熱損失防止改修等に伴う固定資産税の減額適用申告書 ②増改築等工事証明書 ③工事費用の領収書の写し ④納税義務者の住民票 ⑤交付または決定を受けたことを確認できる書類(国または地方公共団体から補助金などの交付を受けた場合) ⑥長期優良住宅の認定通知書の写し(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合のみ)

※2…窓・床・天井・壁の断熱性を高める改修工事(外気などと接するもので、窓の改修を含めた工事であることが必須)